

「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正」

に係る討論会の実施内容

和歌山県では、地域の生活環境を保全し、猫の殺処分数を削減するため、「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例」の一部改正を提案し、平成27年8月の意見募集（パブリックコメント）では、数多くの御意見を頂きました。

これらの御意見を踏まえて見直しを行った一部改正（案）について、多方面の方々に出席していただき、討論会を実施しましたので公表します。

1. 実施日時及び場所

平成27年11月7日（土） 13時から15時まで
和歌山ビッグ愛 和歌山県消費生活センター研修室
（和歌山市手平2丁目1-2）

2. 実施内容

（1）「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正（案）の概要及び和歌山県の動物愛護管理施策について

羽津 豪人 和歌山県食品・生活衛生課主幹

（2）討論会

「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正（案）について考える。」

発言者 （行政担当者以外は五十音順・敬称略）

青木 純二 和歌山県動物愛護推進員

岡田 利也 大阪府立大学生命環境科学研究科総合生態学教授
（動物の生態学関係）

下西 稔 和歌山市名草グリーンタウン自治会長

中本 宣子 NPO法人ワンちゃん会代表（地域猫対策実施）

村上 武則 大阪大学名誉教授（行政法関係）

山畑 如矢 公益社団法人日本愛玩動物協会和歌山県支所長
（猫の適正飼養関係）

姚 龍幸 公益社団法人和歌山県獣医師会理事

羽津 豪人 和歌山県食品・生活衛生課主幹（行政担当者）

前島 圭 和歌山県動物愛護センター副主査（行政担当者）

(3) 討論内容

別添のとおり。

(4) 本件に関するお問い合わせ先

和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課

電話：073-441-2624

FAX：073-432-1952

MAIL：e0316003@pref.wakayama.lg.jp

「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正（案）」に係る討論会

日 時：平成27年11月7日（土）13：00～15：00

場 所：和歌山県消費生活センター研修室

出席者：青木純二、岡田利也、下西 稔、中本宣子、村上武則、山畑如矢、姚 龍幸、
羽津豪人、前島 圭（敬称略）

（石井食品・生活衛生課長）

ただいまから「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正案に係る討論会」を開会します。私は本日の司会を務めさせていただきます、和歌山県食品・生活衛生課長の石井です。どうぞよろしくお願いいたします。開会に当たり、和歌山県環境生活部長の栗山から、挨拶を申し上げます。

（栗山環境生活部長）

和歌山県環境生活部長の栗山でございます。本日は皆様お忙しい中、ご参加いただきまして本当にありがとうございます。皆様方には日頃、様々なお立場で、本県の動物愛護管理行政にご理解とご協力を頂いておりますこと、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。今回の条例の改正について、行政として愛護動物をどう愛護し管理していくか、それを社会でどのようなルールでやっていくか、「動物の愛護及び管理に関する法律」で罰則について、遺棄なり虐待に関しては何人にも適用される形のものがありますが、我々が生活している地域社会においては、愛護動物にまつわる様々な問題が発生しているところがあります。なかなかこの法律の適用だけでは、行政を進めていくメルクマールが得られないところがあります。法律では、それぞれ地域の実情に応じた形で、各地方公共団体が条例で定めることを前提として考える構成にもなっていますので、我々としては、地域で起きている猫による生活環境に及ぼす影響とか、猫の管理という中で殺処分せざるを得ない状況になっている。これは全国的に見ても非常に数が多い状況になっています。このような問題をどう解決していくかで、我々行政に携わる側としては、ずっと大きな課題を与えられてきたわけですが、とりわけ今回の条例改正については、一昨年ぐらいから様々な議論を重ねてきたところですので、まず、行政としては、地域で起きている問題に関与していくべきなのかどうか、ということもあります。しかし、我々のところに届いてくる地域の方からの「苦情」という形での何とかしてほしいというお気持ちと、我々が取り組んでいる動物愛護の中で猫を処分していかなければいけない、そういう中で何らかの手立てを組んでいかなければ、行政としてはこれ以上知らん顔をしていくわけにいかない、と考えたところですので。その中で、何に的を当てて手立てを進めていくか。例えば、環境問題が起きている地域で様々な軋轢が生じている、そうしたところからスタートするのか。それとも例えば野良猫が増えていて、その原因は何なのか。そこに着目してスタートしていくのか。も

しくは意識啓発とかそういうソフト面で考えていくのか、いろんな議論がありました。罰則の適用についても議論がありました。そういう中で、今年8月に、改正案を県民意見募集という形でお示しして、ご意見を頂いたところです。最初は、原則的に野良猫への餌やりは禁止、野良猫に餌をやってはいけないというところからスタートして、問題解決の方向として地域猫を進めていくという考えでしたので、地域猫を前提とした餌やりに限って認めるという案でした。この案に対して、様々なお立場からいろいろなご意見を頂きました。賛成だというご意見、反対だというご意見、また、手緩いということもありましたし、「和歌山県としてはこんなことをするのか。」というお声も頂いたところでもあります。そういうご意見も多々ある中で、今回、若干見直しをさせていただき、昨日から県民意見募集を始めたところです。今回の内容としては、まず、今発生している事態への対応として反復又は継続した野良猫への餌やりというのが、この問題の大きな一つの原因ではないのかと。それ以外に、例えば一時的なものもあれば、予期せぬ状態の中で餌を与えてしまう形もあり、子ども達がたまたまそこにいる猫に可愛がって餌をあげてしまうという形もある。そこで餌やりという事実だけで違反行為だというふうに見られると、ますます我々が想定していない1つの行為そのものだけをとって新たな軋轢とかの発生が考えられるのかなど。今回、若干の見直しをして、ルールに則って餌やりをしていただく。それを進めていくことによって地域猫対策として地域社会の中で猫を可愛がっている方も、猫を嫌いな方も一緒に地域社会の中でうまくやっていけるようなルールを盛り込んだ条例にしていきたいということで、考え方を変えて新たに提案したところです。我々が目指すのは、猫と人が共生する社会です。そのためには、地域猫対策という猫と人間の共生が成り立つ1つの形ができればと思っています。本日お集まりの皆様方は、それぞれ様々な専門の方々や、地域でご活躍の方、地域社会の軋轢の中でご苦労されている方もあろうかと思えます。そういう中で、今回の見直し案について、今後どう条例化していくか、皆様方のご意見を頂いて参考にさせていただきたいと思えます。どうか忌憚のないご意見を頂きまして、活発なご討論をしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

(石井)

では、討論をしていただく方を紹介します。本日は人と動物、中でも猫に関わる各方面の方々にご出席をいただいております。和歌山県動物愛護推進員の青木純二様、大阪府立大学生命環境科学研究科総合生体学教授の岡田利也様、和歌山市名草グリーンタウン自治会長の下西稔様、NPO 法人ワンニャン会代表の中本宣子様、大阪大学名誉教授の村上武則様、公益社団法人日本愛玩動物協会和歌山県支所長の山畑如矢様、公益社団法人和歌山県獣医師会理事の姚龍幸様、和歌山県動物愛護センター副主査の前島圭様、そして和歌山県食品・生活衛生課主幹の羽津です。まず、条例の改正を行うこととなった経緯と改正案の概要、そして和歌山県の動物愛護管理施策について説明させていただきます。

(羽津)

本県では猫に関する苦情が図のように若干下がりつつあったのですが、ここ数年また増える傾向にあります。猫の殺処分数につきましても、全国は右肩下がりできているのですが、本県はここ数年、下がり方が鈍化しています。全国的にも猫の殺処分数を人口比で比べると本県は高い状況が続いている現状です。

このように、人にとっても猫にとっても好ましくない状況が本県では続いています。そのような状況から、今までの施策で行ってきた、猫の飼い主に対するモラルあるいはマナーの向上だけでは解決できないと考えました。

当初の条例改正案の中に盛り込んでいるのが3つで、飼い主の責任の明確化、地域猫対策の推進、この2つを進めて行く上で必要と考えている野良猫への給餌等の原則禁止、それから、施策としてこの3つを進める上での必要な施策として、地域猫対策への助成、引き取った猫の譲渡促進、この2つを施策として進めていくことを考えました。

具体的に、飼い主の責任としましては、飼い猫が誰の飼い猫であるかを首輪、名札あるいはマイクロチップ等で明示していく、所有明示。

それから、環境に影響が出ることが大きな問題の一つであるので、ふん尿の適正処理、鳴き声とか毛とか臭いとか、生活環境に支障を生じさせないことの3つを義務として規定することを考えています。

それから、あと2つ、これは努力義務になりますが、屋内飼養と不妊去勢手術を施すこと。屋内飼養については、可能な限り屋内で飼うこと、これは、猫を屋外に出すことによる周辺環境あるいは猫の生命もしくは健康の問題も考えると、屋内飼養が良いと考えています。それから、屋内飼養によらない場合は不妊去勢手術を施すことによって、新たな野良猫を生み出さないようにしていきたいということで努力義務として、猫の飼い主の遵守事項としています。

そのことについて、8月のパブリックコメントで様々な意見を頂きました。

「野良猫には罪はない、無責任な飼い主が野良猫を増やしている。それらの猫に餌を与える人がいる、飼い主の責任を強化すべき。」や、「野良猫問題が解決しないのは、飼い猫に不妊去勢手術を施さずに放し飼いする飼い主の存在がある。不妊去勢手術を義務とすべき。」など、飼い主の責任強化が重要だというご意見が寄せられました。ということで、当初案に対して修正すべき点はないと考えています。今回、修正案につきましても、当初案どおりとしました。

しかし、飼い主の責任ということで、また、新たな野良猫を生み出さないということで進めて行くわけですが、野良猫は、既に地域社会の中に多くいます。その猫をどうしていくかについては、問題の解決に繋がる方法として地域猫対策に取り組み、推進していくことを考えています。

地域猫対策は、住民やボランティアが主体となって、住民の理解の上で行う活動です。まず、何をするかというと、野良猫に不妊去勢手術を施す、適正な給餌ということで周辺

環境に影響を及ぼさないような給餌をする、ふん尿も適正に処理するということです。こういう地域猫対策を推進していくことで、当初案では、それを届出制という形で盛り込んでいました。地域猫対策の推進については、地域猫対策を行うことを事前に届け出てもらふことと、地域猫対策の遵守事項を設けました。県としましては、地域猫対策に対しては不妊去勢手術の助成であるとか、実施者が住民の理解を得るために行う説明に、県も協力していくというような内容で進めることとしていました。

これに対して、「善意で地域猫対策を行うのに、届出あるいは遵守事項の義務付けということで、それに違反した場合、改善措置等の適用を受けなければならない。」というご意見や、それが守られなければ過料となっていくわけですが、そういう制度では「地域猫対策をやりたいという方々にとっては負担が大きすぎる、かえって地域猫対策が進まないのではないか。」というご意見を頂きました。

それから、本県では地域猫対策を行うボランティアあるいは地域が十分でない状況ですが、「まずは地域猫対策をやりやすい環境を作っていくことが先ではないのか。」というご意見がありました。

これらのご意見を踏まえ、餌やりには地域猫対策ありきではなく、野良猫に給餌する場合は遵守事項を守ってもらう、といった給餌のルールを規定する方向に変更することを考えました。

それから、地域猫対策の届出については、事前の届出ではなく、地域猫対策を行う、あるいは行っている中で届け出てもらふという形で、任意とします。届出者には、当初案どおり不妊去勢手術費用の助成などの支援を行っていきます。

所有者のいない猫への給餌については、飼い主の遵守事項や、地域猫対策を進めて行く上で、無規制であれば、その2つが進んでいかないということがありますので、飼い猫以外の猫については地域猫対策の給餌を除き原則禁止、例外としては治療であるとか飼い主に給餌を許された猫である場合については除外と、当初案では定めていました。

ただ、「一度だけの餌やりも処罰の対象になるのか。」、あるいは「生活環境に支障が生じないような餌やりであっても違反となるのか。」というご意見がありました。

これらを踏まえ、地域の生活環境を保全し、猫の殺処分数を減らしていくことが今回の改正の目的であることから、反復又は継続して餌をやることが、地域の生活環境に支障が生じたり、野良猫が増えていくことに繋がると考えました。当初は、1回だけでも禁止としていたのは、同じ人物でなくてもその場所、公園等において複数の者が1回、1回という形でやっていっても猫は増えていくことに繋がるので、そういうのも規制しなければいけないと考えたわけですが、今回の見直しでは、1人が反復又は継続して行うような場合については餌やりの規制の対象とする、と考えました。

それから、「衰弱している野良猫への餌やりも禁止するのか。」、あるいは「餌やりを禁止することで、野良猫を餓死させようとしているのではないか。」というようなご意見もありました。

元々、治療を受けている場合は餌やり禁止の対象外としていましたが、今回は、衰弱している猫を自ら保護して餌をやるような一時的な給餌については除外する、としています。

さらに、「餌やりを禁止すると、地域猫対策を行っている方々の給餌行為そのものが禁止行為のように見えてしまう。結果的に地域猫対策が進まないのではないか。」、あるいは「餌をあげてしまうとそこで猫の数が増えていき、最終的に殺処分される野良猫が増えていくことであり、餌やりは良くないのではないか。」というご意見もありました。

繰り返しになりますが、原則、地域猫対策のみ除外としていた給餌行為から、反復又は継続して行う野良猫への給餌行為のルールを規定することとしました。

そのルールは、不妊去勢手術を施した猫に対して行う、適正な給餌等を行う、ふん尿を適正に処理する、給餌等を行う場所の周辺住民に説明して理解を得るように努める、生活環境を損なわないようにする、ということで、内容としては当初案の地域猫対策の遵守事項とほぼ同じですが、ルールに則っていれば給餌が可能というように変更しました。

その他に、「野良猫に餌だけを与える人は、自分では何のリスクも負わず、世話もせず、可愛がりたいときだけ可愛がる偽善者。」、「無責任な飼い主と周辺の地域住民との間に感情的対立が悪化して非常に険悪な状況になっており、早く動物の飼育のルールを作って欲しい。」、「野良猫に餌を与えないようにするのは、動物愛護管理法の趣旨に反して虐待ではないか。」、「野良猫に餌を与えるのは、憲法で守られている幸福追求に対する国民の権利であるのでそれを規制するのはおかしい。」といったご意見もあり、特に最後の2つについて、条例というのは動物の愛護と管理の両面があり、これらを進めて行く上で必要なこととしています。

以上で説明を終わらせていただきます。

(石井)

では、討論を始めていきたいと思います。まず皆様方に只今説明の条例案についてのお考え、あるいはそれぞれの立場での取組の現状等について、順番にお聞きします。まず青木様、今回の改正案につきまして、どのように感じられたでしょうか。

(青木)

改正案については基本的に必要なものであると思っています。ただ、ご存じのように狂犬病予防法ができて、現在で65年経っている。最近、やっと野良犬が減ったという声が聞こえるようになってきましたが、猫に関する条例が改正されても、実際、いろんな意味で環境が改善されるには、それ程の年月がかかると考えます。同時に必要なのが、特に猫を飼う人の意識改革ですね。まだまだ猫というのは、家の中と外を自由に動けるようにして飼うんだという意識が非常に強いと思います。意識と同時に、いろんな意味で猫を飼う人及び子ども達への教育というものを考えなければいけないと思います。

(石井)

岡田様は、猫の生態・行動といった観点から、改正案をどのように受け止められたでしょうか。

(岡田)

私は獣医師で、教員という立場でこの会議に出席しています。例えば野良猫に餌をやるなどということだと、餌をやらなければどうしても動物は衰弱するはずですが、でも、餌やりをやめることによって動物が衰弱するであろう時に、人がどうすれば良いかということを考えることが必要です。逆に、餌をあげてしまうと猫が子どもを産む、そういう時にどうすればいいのかとなった時に、やはり不妊去勢手術するべきだという意見もあります。つまり、「餌をあげたいならこうするべきだ。」「餌やりをしないならどうするべきか。」と考えることが必要です。餌やりを禁止することによって猫が衰弱するとしても、それをきっかけに地域猫対策を推進していくために、まず、餌をやらないということが必要でないかと考えます。

(石井)

下西様は、地域コミュニティでは様々な猫に関わる問題があると思いますが、そういった点からいかがでしょうか。

(下西)

名草グリーンタウンの会長の下西です。会長を10年務めさせてもらっています。最初は犬の鳴き声やふんの苦情が多かったのですが、最近、特に猫のふん尿の苦情が圧倒的に多いです。市役所に問い合わせても「犬と違い、猫については法律がない。」ということですが、本当に困っている人はなかなか納得してくれない。最近、猫が好きで家の中で飼っている新しい方が引っ越してきました。ちょうどその時期に他から野良猫が集まってきて、隣の庭にふんをするということで、近所の別の方が耐えられないと。まずは猫よけの剣山みたいなのを敷き、塀にトンボ線をしたが効果がなく、次に猫が嫌う周波数を出す機械を置いたところトラブルになったことがあった。今回、地域猫の記事を見て意見を出させてもらい、本日、出席させてもらった。不妊去勢手術も大事だが、切羽詰まっているところは、今集まってきている野良猫を一掃してほしいというのが偽らざる気持ちです。県でこういう取組をやってもらい、条例ができれば、問題解決のきっかけになっていくのではないかと思います。

(石井)

中本様は現在、地域猫対策を実践されているお立場から、今回の改正についてどのようにお考えでしょうか。

(中本)

約19年間、紀南地方を中心に野良猫の不妊手術事業を行っています。今回、条例ができるということで、基本的には、野良猫の餌やりに対してルールが必要だと思うので、これからの時代、犬より猫をペットとして飼う人が段々増えてくると言われている時代ですから、このような条例を作ることは必要になってくると思います。条例ができて、そして地域猫対策として助成金を出してもらえる、予算をつけてもらえるということは、活動を行っている私達にとっては本当にありがたいことです。活用させてもらって、猫を飼う人の意識を上げていくとともに、地域猫対策の推進に役立ってほしいと思います。

(石井)

村上様は今回の条例改正案につきまして、行政法の観点、法律上の観点からどのようにお考えでしょうか。

(村上)

条例改正案は、原則、禁止をかけて、違反する人に行政指導としての勧告、それからそれに従わない人に対して命令と、それでも言うことを聞かないときに過料という行政罰を科すという案です。大局的な観点で申し上げますと、平成16年に行政事件訴訟法、昨年は行政不服審査法と同時に行政手続法が、それぞれ大きく改正されました。それで、行政不服審査法では行政機関への不服申し立て、つまり、命令を受けた人が県に不服申し立てできる。それから、行政手続法の改正により、行政指導、勧告を受けた人がそれに対して中止などを求めることができる。それから、逆に餌やりで迷惑を受けている住民も行政指導してくれと求めることができるというように、条例ができた後の権利救済の制度の環境が随分変わってきています。それから、今度の県の条例改正案が憲法違反ではないかとの意見も出されているようですが、平成19年9月18日に、広島市が暴走族追放条例で集会を禁止するというもので、最高裁判所で憲法違反ではないとお墨付きが出ました。その決定的な考え方は、集会の禁止に違反した時にいきなり県警が来て逮捕するのではなく、和歌山県の条例案と同様に、最初は解散しなさいと勧告、言うことを聞かないときに命令、それでも言うことを聞かないときに罰則がかかる。直罰でないということで、最高裁の事件にたとえなっただとしても大丈夫だというものです。和歌山県の条例は、段階を追って禁止が重くなるということなので、大局的には、非常に興味のある条例と感じています。

(石井)

山畑様は動物の適正な飼養ということについて日頃から推進されていますが、いかがでしょうか。

(山畑)

猫対策ということで条例化することに関しては賛成です。ただ、今回、1回目のパブリックコメントに反対意見が多いということで2回目を実施する、反対意見を踏まえて修正案を示されているが、反対意見が出たからといって修正ということ自体、そもそも疑問を感じています。反対意見に関しても、よくよく聞いていると、やはり勘違いが多いのではないかという印象を持っています。例えば、「血も涙もないようなことをするものではない。」という意見が出ていますが、本来、猫の命を救おうというそのためのコンセプトの基に作り上げているもので、命を奪うわけではない。今、餌をやっている方、自分のところで飼っている方すべてにおいて勘違いが多い。行政からの説明不足というのを非常に感じています。もっと協議する必要があると思います。ちょっと条例化を急ぎすぎているかなという疑問を感じています。

(石井)

姚様は動物病院で獣医師として、日頃から飼い猫あるいは地域猫あるいは野良猫の治療をされ、飼い主の方とも接する機会が多いわけですがいかがでしょうか。

(姚)

獣医師として特に関わるのは飼い主など猫を好きな人がほとんどなので、そういう人と話をしている中で、やっぱり猫の場合、今の地域猫の話とは外れるかもしれませんが、完全屋内飼育というのが良いだろうと。それは猫を守るということにも繋がります。地域猫という形で、今、いろいろな地区で助成金を出したりとか、地域猫対策がされていますが、大体、野良猫の寿命は5年位ですが、それが14年、15年と続いている。おかしな話ですね。その地域猫一代で終わらず、二代も三代も続いているということは、どこかから猫がどんどん入ってきていることになる。本来、猫は単独で行動する動物ですが、集めることによって、猫の病気もその場に集まってくるということを考える。また、小さな子供が猫を拾ってくる、猫がいろいろな病気に罹っていて、目やにとか鼻水とか出ていて結果的に猫は治療しても治らないことで子供は泣いている、となってきた時、じゃあ、誰が悪いのかという話になると、やはり猫を捨てる人であったり、飼い猫をちゃんと管理できない飼い主という話になっていくので、猫も可哀相ですが、猫を可哀相と思って拾ってきた人も可哀相な思いをする。治療に当然お金もかかりますし、飼い猫の遺棄や不適切な管理は、やはりなくしていきたい。地域猫対策というのは解決のための一つの道筋、それが必ずしも正解ではないとは思いますが、うまくいってるところもいってないところもあると思いますが、一つの道筋として何かできればと考えています。

(石井)

前島様は、県の動物愛護センターで収容された猫の管理、譲渡を行う一方で、殺処分に

も従事されていますが、いかがでしょうか。

(前島)

私の業務としては、犬猫の譲渡や愛護啓発、その一方で殺処分というものもあります。殺処分される猫の大半は子猫です。中でも、目の開いていない猫や、へその緒がついたままのような猫が多く、こうした猫の引取りが少なくなることで殺処分数も減っていくものと考えます。ただ、そうした猫がどうして出てきているのかと言うと、やはり無責任に餌をやる、不妊去勢手術せずに餌やりだけをするようなことが、そうした猫を生む原因であると思うので、これを防ぐためには、無責任な餌やりをなくす方向で考えるべきであると思います。我々、センターで働いている獣医師もそうですし、和歌山県以外の自治体で同様の業務を行っている獣医師もそうですが、猫のことが嫌いで殺処分をしているわけではなく、動物が好きで獣医師になった者ばかりだと思うので、無責任に餌をやり、その結果、生まれてくるような可哀相な命を少しでも減らしていくことを考えていくべきだと思います。

(石井)

ここからは、個別のテーマに沿って討論をしていきたいと思います。本日の討論のテーマとして、3つを設けました。1つ目は猫の飼い主の適正飼養について、2つ目は地域猫対策の推進について、3つ目は所有者のいない猫への給餌について、この3つのテーマです。皆様よろしくお願ひします。

では、まず1つ目のテーマですが、猫の飼い主の適正飼養についてです。これについては、山畑様にお伺ひします。野良猫が増える一因として、飼い主が無責任に、あるいはみだりに飼い猫を捨ててしまう、そういった遺棄を防止することが、まずもって重要かと思いますが、そういう防止策について何か有効なものがあればお話を聞きたいと思っています。

(山畑)

まず、今回の大きな問題の原因として、遺棄、虐待、殺処分数が多く、なんとかしないといけないということで、こうなっているわけですが、正直なところ、何十年もかけてここまで来て、未だに実現できていない永遠の課題になりつつある問題なわけです。ですから具体的にこうすればいいというのはなかなか難しく、答えにくい話ではあります。今回、条例を設けて一矢報いようではないかということなので、一つはこの条例案を受け入れて、中身はまだ協議する必要があると思うが、無責任な餌やりをしている者に対しての抑止力としていくことは非常に有効であると思います。それと、説明不足であり、勘違いされている方が多いという話の中で、ちょっと詳しく説明したいのですが、例えば今日来られている中本様は、田辺の方で地域猫対策を長年に亘り行われていますが、このように頑張っている方や、猫の保護をされているの方が圧倒的に少ないです。無責任に餌やりしてい

る人の方が圧倒的に多いわけであって、反対意見の方が必ず多くなるというのは必然だと思います。実際に頑張っている方に対しては、追い風になる話です。けれども、届出をなささい、あれこれルールを決めますよ、というのが嫌だという人は無責任な餌やりをしている人ではないかと。これらを区別化しようという決まりを設けるわけです。ですから、修正案で緩くしていこうというのは大きな間違いで、結局は無責任な人達の思うつぼになるのではないかと思います。きっちり条例化するのであれば、罰則規定も必要で、一番の効果だと思います。その上で、自治会単位、市町村単位でも会合を開いて説明してもらい、地域住民に理解してもらおう。こうした説明会をどんどん広げていくことによって正しい飼い方、適正飼養が普及されていくものと思っています。課題は山積みだとは思いますが、まずは中身を整備した上で条例をきちっと決めて、その後に、地域に降ろしていくのが一番だと思います。個々に頑張っていっても、なかなか前へは進まないというのは歴史が証明しています。

(石井)

関連で、中本様にもお聞きしたいのですが、今回の条例改正では飼い主責任を強化して、遺棄の防止に結びつけたいということで、飼い猫への所有明示を飼い主に義務付けるという改正案を提案しています。この点についてはいかがでしょうか。

(中本)

飼い主の努力義務のところ、飼い主が避妊去勢手術を100%して、その猫を死ぬまで自分で飼えば、この問題は起こりません。なので、飼い主への啓発も推進してほしいと思いますし、猫を捨てたら罰金100万円というのを知らない人がはるかに多いことから、このことを看板とか、いろいろなところで広報していく必要があると思います。いろいろな活動をしている人に聞くと、看板で「捨て猫をしたら罰金100万円」というのをあちこちに貼ると抑止効果がある、というのを聞いたことがあります。その部分を是非、併せてPRしてほしいと思います。

(石井)

飼い主への責任の強化、遺棄の防止であるとか、所有明示について、他にご意見はございますか。

(下西)

餌をやっている人達に適正飼養チラシの回覧をしたり、注意しに行っても、「自分の猫に餌をやっている」と言う。確かにそうですが、餌箱を外のガレージに置いているので野良猫が自由に来るし、他人の車のボンネットの上に乗って騒いだりという苦情もある。条例が改正されたら、注意しやすくなり、問題解決に繋がると思います。

(石井)

姚様にお伺いしますが、今回の条例改正案では飼い主に対して屋内飼養によらない場合は不妊去勢手術に努めることとしています。この点についてどのようにお考えでしょうか。

(姚)

外に出る猫に関しては、必ず不妊去勢手術を施したほうが良いと思っていますし、病院でもいろいろと話をしますが、猫を外に出さなければ具合が悪くなってしまうと思込んでいる人も結構多いです。そういう人には、家の中でちゃんと飼ってあげたほうが猫にとってはいいんだということをおかしてもらい。家の中で飼い始めると、猫の場合、不妊去勢手術をしていないと結構大変です。雌猫の場合、半年に1回、発情期になると鳴き出す。猫は交尾排卵動物で、雄猫と交尾をしないと発情がなかなか収まらないため、それが長く続く。雄猫に関してもストレスが溜まるとマーキングという形になるので、去勢手術すると、ある程度、抑制できる。どちらかというところ、猫を外に出すということ自体が無責任ではないかと思ひます。だから責任を持って不妊去勢手術を施すことは当然良いことですが、猫が外に出て行くということは、自分の目の届かないところへ行ってしまう、何をやってるかわからないわけです。どこかで花壇に悪戯してるかもわからないし、車のボンネットに傷をつけたりだとか、いろいろな問題があつて、「誰の猫だ。」みたいな話になる。で、更なるトラブルの原因になることを考えると、一応、努力義務になっていますが、飼うとなれば完全屋内飼育が良いと思ひます。あと、広範囲での地域猫とか、自分の地域で餌やりしている人に関しても、そこまで責任をとれないと思ひます。猫をはじめ、基本的に動物は餌を食べる場所で排せつしません。他の場所で排せつするので、自分ところで餌をやつて可愛がっているという気持ちは良いのですが、後の責任の所在というのは非常に曖昧になってしまうので、猫を外へ出すという行為自体がどうかと思ひます。

(石井)

では、2つ目のテーマ、地域猫対策の推進についてです。まず、下西様にお聞きしたいのですが、地域猫対策の実施に当たっては地域住民の理解、合意を得た上で実施するというのが大前提ですが、地域猫対策を進めていく上で、地域の理解、同意、合意という点に関してどのようにお考えでしょうか。

(下西)

自治会の中には、犬好きな人も猫好きな人も、全く嫌いな人もいろいろな人がいます。地域猫は、地域で猫を世話するということですが、猫の好きな人が担当にならないと回っていかないと思ひます。それ以外の人がそこまで世話をしてくれるかという気がします。猫は飼っていても餌をやる場所以外でふんをする。猫の嫌いな人の敷地でふんをするということもあると思うので、地域猫の届出はできると思ひますが、どのように世話するか、とい

うところまで考えると、なかなか難しいと思います。

(石井)

続いて青木様、中本様にお聞きしますが、地域猫対策の取組は、なかなか大変だということ、和歌山県内では、残念ながら普及、浸透していません。そうした状況の中、地域猫対策を県内で推進していくためには、条例による規定もさることながら、やはり住民の自主的な取組というのがまず一番であろうと思います。そうした観点から、地域猫対策を進めていくに当たって、どのように取り組んでいけばよいか、という点についてはいかがでしょうか。

(青木)

横浜で始まった地域猫対策ですが、進める上で一番問題があるのが責任者の不在です。責任者になることをいやがる人が多いということ、当然自宅で飼っているわけではないので、目が行き届かない。どこで排せつしているかの確認もできない。トイレを作っても、多分、他でも排せつしてるのではということもあります。猫の健康管理として、感染症や寄生虫に対する対応をどうするかとか、そのあたりを踏まえて地域猫というものを考えなければいけないと思います。それよりもまず最初に、猫に不妊去勢手術を施すための捕獲ですが、捕獲用のケージを置いて簡単に捕まえられるといいですが、捕まらない猫は本当に捕まらない。そうすると地域猫対策ができない。それから、最近、日本のあちこちで問題になっているのが擬似地域猫です。要するに耳のV字カットだけして不妊去勢手術していない猫があちこち出回り、子供を産んでる猫がパラパラと出ているらしい。そういう問題に対する対応も考えていく必要があると思います。

(中本)

誰も責任者になりたくない、そのとおりだと思います。非常に難しいのですが、言葉がおかしいかも知れませんが、捕獲する上で必要なのは猫に餌をやっている人との連携です。そういう人たちは行政とかいろいろなところからいつも叱られているとか、怒られているので、外部の人に対してはすごくガードが堅い半面、自身も困っているところがあると思う。「こんなふうにしちゃった、困ったな。」と。それで、私達は第三者的な立場で、「猫が増えて困るよね。じゃあこの部分で協力するからお願いできませんか。捕獲に協力してくれませんか。」というふうに、ある意味下手に出てお願いしたら協力して下さる方もいらっしゃいます。賢い野良猫を捕獲するのはとても難しい。捕獲檻に入らないことが多い。しかし、そういう猫であっても餌をやる人がケージの中で餌をやるというような習慣づけをして、1週間、2週間、ケージの中で馴らしていってもらい、ケージの中に入ったときにひもで蓋を閉めるような、いろいろな方法を考えることができます。餌をやっている人は、可哀相という気持ちで、ある意味優しい気持ちもあるかと思うので、何とかコミュニケーション

ションを取ってやっていると、大変時間がかかります。コミュニケーションを取るにしても、20分、30分、話を聞かなければいけないことがあり、時間はかかりますが、結果的に時間をかけていった方が、不妊去勢手術のための捕獲などはうまくいくことが多いと思います。

(石井)

2つ目のテーマ、「地域猫対策の推進」につきまして、その他にご意見ありますか。

(岡田)

地域猫対策を推進する体制として、県としては、今、この会議に出席されている先生方の協力を得ることが必要です。これまで既に、一人ないし少人数の者が善意でできる範囲内でルールを守り活動してきたという話があります。こういう人達の協力を得る。つまり、地域猫対策を推進するための会を何回か重ねて、1か月とか2か月に1回、その地域の情報を聞きながら進めていくことが必要だと思います。場合によっては、モデルケースとして何処かで実施し、「こうやればうまくいく」という効果を目の当たりにすれば、県民の皆さんに、地域猫対策に取り組んでもらえるのではないかという気がします。既に頑張っている人の協力を得た上で、県として何かをすることが必要ではないかと思います。

(羽津)

県としては、単に不妊去勢手術の助成だけでなく、活動に対する支援として、地域猫対策をしようとする人と地域住民との間に入って、できるだけその活動が進むような形でコーディネートしたり、住民の方々に説明して、地域猫対策が有効であり、人にとっても猫にとっても幸せな環境作りに繋がる方法だということを理解してもらうようなことを、今後、一層進めていきたいと思っています。今回、この条例(案)をパブリックコメントという形で出したことで、地域猫対策という言葉が初めて聞いた人も多数おられると思います。そういう方々に対しても、地域猫対策に積極的に参加してもらえ、あるいは、対策を受け入れてもらえる状態にしていくような方法を検討して、進めていきたいと思っています。

(中本)

今、岡田様のご意見は本当に素晴らしいと思います。横の繋がり、今、和歌山県でも動物愛護推進員とか、いろいろな形でそれぞれの活動を活発に行っている方がいらっしゃると思いますが、横の繋がりをもう少し見える形でしていけば、様々なご意見が頂けると思います。それぞれの地域で頑張っている方の声を聞くことで、地域猫対策がさらに進みやすくなると思います。

(石井)

最後のテーマに移ります。3 つ目のテーマは、「所有者のいない猫への給餌等」についてです。これについては、まず、山畑様、下西様にお聞きします。当初の提案である、地域猫対策による場合を除いては原則、野良猫への餌やり禁止という規制から、今回の見直し案では、野良猫に反復又は継続して餌をやる場合のルールを定め、このルールに則って餌やりを行うこととする、という規制の仕方に修正しました。つまり、生活環境に支障を生じるものではないような一時的な餌やりについては規制の対象から除外した、ということになります。この点について、山畑様からももう少し詳しく仰っていただけますか。

(山畑)

まず、所有者のいない野良猫への餌やりに対して、逆に県に聞きたいのですが、私は厳罰化だけを求めているわけではありません。地域住民とも行政とも、今まで何十年もの歴史の中でやってきましたが、結果が出てきていません。喧嘩をせずに仲良く話し合いをしなければならぬから、説明をもっとしなければならぬという提案をしています。まず、猫に関することを誰も知らない。例えば、これまでの話の中であった、地域猫対策のモデルとして、実際に中本先生が中心になって田辺で頑張っていることを和歌山県下で誰が知っているのか、という話です。一般の方は知らないと思います。なぜそれを行政がもっとアピールしないのか。モデルとしてどんどんアピールできる環境がそこにあるのに、しない。もっと知ってほしい。説明が必要です。また、猫は交尾排卵動物で、交尾すれば子供が簡単にできてしまうという猫の生態も知らなければならぬ。遺棄についても厳罰というか、既に動愛法で 100 万円の罰金というのものもあるわけです。遺棄すれば罰金というの知られていない。こうした説明を、もっと行政が中心になってやっていかなければならぬと思います。説明が不足しているのに、ちょっときつい書き方で条例を定めますと言ったから、当然反発がくる。なので、もっと猶予を持ちなさい、というのが私の提案です。所有者のいない猫への給餌等については、逆に行政としては、どうしていきべきと考えて条例案を出されているのかを聞きたいです。

(羽津)

基本的には、条例改正の目的は、野良猫を増やさないようにし、加えて、周辺の影響を及ぼさないような形での給餌をしていただきたい。その中では、地域猫対策が良案だろうと。ご指摘のように地域猫対策が十分に解っていないのに、いきなり条例の中に上げていってという話もありますが、まず、条例に書くことによって県民の皆さんに知っていただく、ということもあります。地域猫対策について、当初案では事前の届出を出して、周辺住民の理解を得たという形で給餌をやってもらうということでしたが、見直し案では、反復又は継続しない、要するに地域環境に影響を及ぼさないような、あるいは、1 回の餌やりだけでは繁殖過多に直結しないだろうということで、適用の範囲から外しています。基

本的には、反復又は継続して餌をやる場合には、地域猫と同じように繁殖に繋がらない、環境に影響を及ぼさない方法でやってもらうということで、野良猫にどんどん餌をやってくださいという思いは決してありません。動愛法の精神から考えても、愛護動物である猫が屋外であるいは餌をやる場所に集まることが、動物の疾患、感染症のまん延にも繋がり、猫の生命が通常の飼い猫より短くなる。可哀相な猫であることには変わりません。年間2,500匹の猫が殺処分されている現状を考えても、本来は飼い猫として飼うのがベストだと思いますが、それでも野良猫という存在がある以上、人間とどのように関わっていくかという中で、不妊去勢手術と適正な給餌、ふん尿の管理をしていってもらいたいと考えています。

(山畑)

少し飛躍した捉え方かもしれませんが、結局、全て地域猫対策に盛り込んでいければいいわけです。野良猫が地域猫として一括りになれば、野良猫というのはなくなるわけで、それを目指していければいいと思います。それぞれの地域で自治会がそれぞれに取り組んで、皆さんが猫のことに精通していき、説明により納得ができて、地域猫対策がどんどん進んでいけば、理屈としては野良猫はなくなります。ただ、その中で、くどいようですが、説明不足と言っている中の一番として、実際餌をやっている方を含め、地域住民への説明が一番難しいのです。地域住民がまずきちんと話を聞か、ということです。それこそ喧嘩腰で話を聞かないという状況が、30年近くやっていて、いっぱいあります。警察沙汰になったこともあります。それを今後やっていかないといけないわけです。「やりましょう、としっかり説明して。」とありましたが、本当にそこまでの覚悟があるのか、それは実際可能なのか。私達は実際何十年もやってきて、非常にしんどい思いをして、未だに実現していないわけなので、よほどの覚悟を持って行政もやってもらわないと困るわけです。そのところをもう一度聞かせてほしい。

(羽津)

猫の問題については、今回の条例の改正に至るまでの間、和歌山市の保健所も県立の保健所も苦情を受け付けて、対応してきました。当然、「地域猫をしてください。」という形で入っていく場合もあろうかと思いますが、最初は、問題が起こっている場所で地域猫をすることになると思います。トラブル解決の手段として保健所が猫を引き取るという選択をしなければならない、そういう状況が多くコミュニティで起こっているのが事実としてあります。そうすると、人間としては解決していると思いますが、猫にとっての解決の手段としては、決して好ましいことではないと考えます。あくまでも動物の愛護と生活環境を守る意味での管理という両方の面から、猫の殺処分を続けていっても解決に繋がらないので、地域猫対策という取組の選択肢を提案しながら、「誰がするのか。」「どのようにしていくのか。」「そのような技術がないのではないか。」という話も出てきますので、ボ

ランティア、行政、住民が三位一体となって進めていくこととなります。猫に餌をやって
いる人と、それに対して困っている人との直接的な話し合いが難しいことは十分承知して
いますので、間に立って両方の意見調整をしながら、こういう方法で問題解決していくや
り方もあるということを受け入れてもらうように、調整を図っていく必要があると考えて
います。決して簡単な話ではないことは重々わかっているわけですが、従来のやり方では
根本的な解決に至っていないことも事実ですので、新たな形での解決方法を進めていくよ
う、地域猫対策を問題解決の一番の柱として考えているところです。

(石井)

村上様にお聞きします。冒頭のご発言の中で広島市の例を出されて、直罰ではないので
憲法違反にならないのではないかというお話や、行政手続法、行政不服審査法の話もお伺
いしました。もう少し詳しくお話していただけますか。あと1点、今回の条例改正案で、
野良猫に対して反復又は継続して餌やりを行う場合、この場合のルール、遵守事項を定め
るとというのが今回の改正案の1つの眼目であるのですが、この反復又は継続するという文
言について、どれ位の程度、どれ位の回数、どれくらいの期間がこれに該当するのかしな
いのか、というのが明確でないという点があります。それについて県民からの問いかけも
予想されます。行政法の運用として、反復又は継続するという点について、どのように考
えたらよいのかということも含めてお話し願います。

(村上)

反復又は継続の問題ですが、昔の事件で、私の記憶も確かではないのですが、ひょっと
すると和歌山で起こった事件だったのかもしれませんが。東京かどこかの大学の医学部で
勉強している学生が、いわゆるインターン生、正式な医師の免許を持っていない時に、夏
休みか冬休みに実家に里帰りした。正式の医師である親が不在の時に患者さんが来て、た
った1回診療行為をした。それで、医師法違反で事件になったのですが、最高裁判所はた
った1回の行為であっても、また、春休みか夏休みに実家に帰り、親がいないときに反復
継続して行う意志があると認められるとき、たった1回の診療行為であっても反復継続の
意志ありというのが、古い最高裁判所の判例（昭和28年11月20日刑集7巻11号2
249頁、別冊ジュリスト医事判例百選〈1976年〉148頁）であります。ただ、今
回の和歌山県の条例は、その部分はあまり議論しなくていいと考えます。行政解釈として、
1回ではなく数回ということを目指してお考えのようですが、大体、今回の和歌山県の
条例は違反行為があった場合に最初は勧告、それでも止めないときに命令、それでも止め
ないときに過料ということですので、「たった1回は問題にしないよ。」という意志が条例
の規制にありありと見えており、あまりこだわることもないのかなど。ただ、行政の解釈
として、「1回だけでは咎めませんよ。」という意志は明確にされておくのも良いことだ
と思います。ただ、繰り返しになりますが、勧告、命令、過料となっていますので、数回以

上ということになるかと思えます。それから、反復、継続の問題ですが、私、地域猫の問題で皆様方から貴重なご意見を拝聴しました。私は学問の世界に住んでいる机上の空論家の一人であり、実態に合わないかもしれませんが、学問の世界で最近の実験法律とか実験条例、「まあ、やってみる。」という、成果がどうなるかわかりませんが、とにかく実験してみる。民法や刑法はいったん作ったら100年物です。でも、地方自治の世界では住民の気持ちに合うように、とにかくいろんなことをやらないといけない。それで、地方自治権は最近広く認められていますし、いろんな実験をしてみるということで、地域の野良猫対策は色々問題があるかと思えますが、是非やっていただければ、と感じています。

最後に勧告、命令、過料と、厳罰に処すべし、というご意見も拝聴しました。ただ、条例は過料と、行政罰であって刑罰ではない。刑罰の最高は死刑ですが、動愛法違反、遺棄は100万円以下の罰金です。しかし、刑罰を発動するかどうかは司法権、検察庁の仕事であり、和歌山県が自由に決めることができるものではありません。自由にできるのは、地方自治法に基づき、条例の中に2年以下の懲役であるとか禁固とか、100万円以下の罰金、科料等、条例の中に付すことが出来る。今回は過料であって、これは刑罰ではなく税金と同じように和歌山県知事が科すと。ただ、5万円以下ということです。これが最後の私の意見です。とにかく、勧告とか、命令とか、過料の制度を作っても、動物好きの人達は従わない、過料を科されても止めない、そういったときに司法権、裁判所を通してということですが、私は昔から、公法上の原状回復請求権というのを研究しています。11月3日に文化勲章を受賞された元東京大学の塩野宏先生が、情報公開法を作るときも行政手続法を作る時も行政事件訴訟法を改正するときも、いつも座長等中心的な位置を占められた、私が心から尊敬しております行政法学会の師匠です。その塩野先生が「行政法I総論」の第6版の最後のあたりに、「私人（国民）の地位」というところで国民の原状回復請求権がまだ法律その他で認められていないと。実は一般的な話に戻しますが、ドイツでは損害賠償でも何でも、まずは原状回復、元々あった地位、権利、生活に戻してくれという請求権が憲法上の権利として今日、強く認められています。私が何を申し上げたいかと言うと、例えばドイツでは、公園があつて夜遅くまで子供がサッカーをして騒ぐといったときに、もうどうしようもないということで、裁判所に訴えて公園を撤去してくれというのが原状回復請求権で認められている。私は餌やり行為をする人に対して、勧告しても、命令しても、過料を科しても、それから司法権で事件になりますが、自動車のボンネットにひっかき傷を作るといった損害賠償で、被害者が加害者を訴えて裁判所で認められているという例もありますが、そういう損害賠償ではなく、元通りの生活に戻してくれという、生活妨害という餌やりによって猫が増えていくということで、泣き声とか臭いとかで元通りの静穏な生活が破壊されているという、極端な例になっていると思えますが、ここで原状回復請求権、被害者が加害者を訴えるのではなく、行政（和歌山県）を訴えて元通りの生活に戻してくれと。何が言いたいかといいますと、猫を捕獲してくれという、捕獲という言葉は殺処分に関わりやすいから使いたくないのですが、保護してほしいと、不妊去勢手術させて

ほしい、そういう訴えを和歌山県を相手取って元通りの生活に戻してくれと。和歌山県は勧告しても命令しても過料を科しても生活が戻らない、最後の切り札として、裁判所に原状回復請求権に基づいて猫を何とかしてくれと。そこで殺すというのではなく、不妊去勢手術とか保護をしてほしいという原状回復請求権、司法権を通して解決という、しかし、条例があればこそ、原状回復請求権も、裁判所に訴えて実現できる、ということです。条例を作っただけで、そういう司法権を通しての解決が可能になるということを申し上げて、私の意見とさせていただきます。「猫を捕獲してほしい。」との申出がありましたら、和歌山県庁の方は「猫を捕獲する法律はありません、条例もありません。」と言われるに違いありませんが、原状回復請求権、ドイツでは憲法上の権利として認められている、もしそれが認められたら、権利に基づいて裁判所に訴えるわけですから、裁判所は法律が無くても捕獲措置を認めるということを申し上げておきます。

(石井)

次に岡田様にお聞きしたいのですが、仮に今回の条例改正案で、野良猫への反復継続して餌をやるルールを守れないような人は、結局餌をやれないということになり、野良猫の餓死に繋がるのではないかというような意見がありました。餌やりを止めてしまうと餓死することに繋がる、ということはあるものなのではないでしょうか。あと、もう1点、野良猫が減っていくとネズミが増えるということを言われる方もいらっしゃいます。野良猫が減る代わりに、今度はネズミが増えて、ネズミによる生活環境への被害が発生するというご意見が出たりします。こういった点につきましてはどうでしょうか。

(岡田)

専門が獣医で動物の生態という面からの回答を求められているわけですが、突き詰めると、野良猫に餌をやらなければ衰弱死に繋がるかもしれません。その問題と今回の討議のテーマとして3つありますが、そのうちのそれぞれを独立した形で考えるから、野良猫を衰弱死させても良いのかという意見が出てくるわけです。「もし衰弱死したらどうするのか。」という話になれば、その時点で、「ではあなたも一緒に考えてください。」と。どのようにしようということ。今回の見直し後の提案にしても、1度だけの餌やりとか、衰弱した野良猫への見るに見かねてという文言が、他の人が見て普通に元気なのに、やっている本人が「いや衰弱しています。」と言われたときでも、それを認めないといけないことになる。衰弱した野良猫についての定義も何もないわけです。つまり、条例改正を決めたとしても、野良猫に餌をやっている例外を決めたのですから、それ一度だけの餌やりは認めましょう。では、「その後どうするのか、」というのを県と皆さんで考えることが必要だと思えます。ですから、先程の質問に対して、「餌やりを止めたら野良猫は死にますか。」と問われれば、「とことん止めると死んでしまいます。」と言って地域猫対策への反対する人の意見に基づくと「ネズミを食べるかもしれません。」つまり、「餌やりをやめると野良

猫が衰弱死する」と地域猫対策に反対する人に対して「餌やりをやめても野良猫は死なない。」と答えることが可能になります。逆に「野良猫を少なくしたらネズミが増えて困る。」というのであれば、では、「野良猫とネズミの命の差はどこにあるのですか。」という話になります。だから、「餌やりを禁止したら、衰弱した野良猫が増えたとか、野良猫がいなくなったら、ネズミが増えて困るという反対意見に対してそれはそれで、その時に考えていきましょう。」という形で良いと思います。動物の保護、愛護という場合に、絶対的に動物の命が大事だということであれば、動物の肉を食べることもできないし、何もできないという形になります。けれど、動物の命の犠牲にして生きているということを人間として認めざるを得ないわけですから、それぞれ問題を突き詰めた形の極論ではなくて、全体的な社会のルールの中で皆どのようにしてうまく守っていけるかということを考えていけば良い、つまりそのような質問について、答える必要はないと思います。ですから、今回のすごく弱気になったという形、「餌をやっても一部認めます。」という、でもそれは、突き詰めていってそのように野良猫に餌をやるのをやめたら衰弱死するのでは？と聞かれたら衰弱するとしか答えられない。そうすると、今回の修正案は一度だけの餌やりを認めるしかないかな、ということの表れだと思うのです。そういうことですので、今聞かれたことはさほど問題ではなくて、全体としてどのように考えるかということをお考えください。

(石井)

では、最後に3つめのテーマについて、所有者のいない猫に対する給餌等についてですが、最後に1点、青木様にお聞きしたいのですが、今現在、野良猫に対して無秩序にただ単に餌やりだけしている人に対して、「今後は遵守事項を守って餌やりをしてください。」と促していく、変えていくということが必要になってくるわけですが、それはかなり難しいことであるということが今日のご意見の中でもありました。そういった人をただ単なる餌やり者からルールを守って餌やりをしてくれる人に変えていく、促していく、ということに対して、どのようなやり方が効果があるのかということについて、何かお考えがありますか。

(青木)

これは非常に難しいですね。私も過去に東京にいたときに野鳥の会にいらして、冬、鳥に餌をやるのを自粛しましょうというのをやっていたら、胸ぐらをつかまれて「年寄りの楽しみを奪うのか。」と怒鳴られたことがあります。猫に対しても同じようなことを言う人がいることも知っています。だから、意識として持ってもらいたいのは、法律で規制してガチガチに固めてしまうのがいいのか、もう一つ、最初にもお話ししましたように、猫という動物がどういう動物なのかということをお考えください。例えば、家の猫が毎日外を見ているから外へ出たいんだろうということを出してしまっただけでは、それはすごい勘

違いで、猫のことを知っている人だったら、これは縄張りを監視しているだけなんだなという見方をしてくれるのですが、所有者のいない猫に餌をあげている人は、悪い言い方をしてしまうと、自己満足であげている人がほとんどだと思います。その意識を変えることは非常に難しいことだと思います。どのようにすればいいかという良いアイデアは、自分にはありません。

(石井)

では3つ目のテーマ「所有者のいない猫への給餌等」について、最後に何かありましたらどうぞ。

(下西)

皆さん、猫のことを知らないと言われる意見もあったのですが、全くその通りです。猫を遺棄したら100万円以下の罰金を科せられることを私は知りませんでした。早速帰って看板を揚げたいと思います。それで少なくなればいいのですが。まずは法律(条例)ができることが一番大事かなと。それによって進めることができることもあるかと思ひますし、反対もあるかと思ひます。とにかく法律(条例)をまず作って進めていただききたいと思ひます。

(前島)

無責任な餌やりですが、それをするによって死ななくてもいいような命が出てくるということは、獣医師法や獣医療法などにより、動物を治療できるのは獣医師しかいないのですが、動物の命を奪うのも獣医師しかできないと自分は考えているので、獣医師しかできないけれども、動物の命を奪うということは獣医師の誰もが嫌なことだろうと思ひています。なので、そういったことが起こらないようにしていくには、無責任な餌やりは何としてもやめるべきだと思ひますし、先程の行政の説明が不足しているということですが、そうかもしれませんし、我々の啓発もまだ不十分ではないかと、今日話を聞いて思ひました。この条例に対しての説明に加えて、屋内で飼うことの重要性であるとか、不妊去勢手術の啓発であるとか、そのようなことも必要であると思ひます。この条例が猫を助けるための条例であることを、もっと皆さんにわかってもらいたいと今日話を聞いて思ひました。

(村上)

今、法律(条例)の制定を望まれるご意見をお聞きしました。そのとおりです。全国的に国が法律で細かく規律するのが理想かもしれませんが、昭和50年に条例制定権のバイブルとも称されている「徳島市公安条例事件」というのがあります。それは、道路交通法と当時徳島市が作っていた公安条例で、無届出で何でもしたということで徳島市の公安条

例違反で捕まりました。ところが、道路交通法があるから、道路交通法に違反しているよということが無罪を主張されたのですが、最高裁判所は結論的には憲法94条の条例は法律の範囲内とあるのですが、その意味は形式的に違反しているかどうかではなく、中身を見て法律が全国一律の取締りをしているかどうか、例えば日本の道路において人は右、車が左というのは全国一律の取締りだと、これを変えることはできないが、法律の主旨が全国一律の主旨でないときには、条例で法律とは異なる取締りをして構わない。それでその事件は道路交通法の確か77条3項の問題で、77条3項は道路の使用許可を警察署長がするときに条件を付すことができるという定めが置かれている。その意味は、和歌山県庁の前とか梅田の前とか朝早くあるいは夕方に大きなデモをしたら道路の通行に大きな支障が出るので、条件を付けて10時以降にするなら許可するとか、3時から4時の間だったら許可するとかの条件を付すことができるということは、それぞれの地域の実情を尊重しているということで、結果的には昭和50年の「徳島市公安条例事件」で法律の主旨が全国一律に取り締まるという主旨でないときには、条例で異なる取締りをするのが可能であるという。それで動愛法は全国一律に取り締まるという主旨でないのであれば、条例でもって地域の実情に応じていろいろな規制をする、あるいは不妊去勢手術を援助することをするのが十分に認められるということで、私は個人的には、今回の和歌山県の条例改正案は非常によく考えられて、パブリックコメントもよく尊重されているので、是非、改正案を成立の方向でお願いできればと、個人的には感じています。

(石井)

以上で3つ目のテーマ「所有者のいない猫への給餌等について」に関する討論を終了させていただきます。最後に、今回の条例改正案全般について、皆様から何かご意見はございませんでしょうか。

(中本)

野良猫の不妊去勢手術事業で動き回っているときに、一つ事件がありました。小学生の子どもが子猫を捕まえてバケツの中に沈めて溺れさせているという話が出てきました。それを見ていた人が「なぜそんなことをするのか。」と聞いたときに、その子どもが言った言葉が「親が、野良猫が汚いし臭いからかなわない(困る)と言っていたから、やった。」という回答だったという話でした。大人の言うことに関して、子どもはすぐ影響されると思いますので、「野良猫は汚い、かなわん(困る)よ。」ということですぐに処分対象というのではなく、大人も努力して出来る限り不妊去勢手術して、野良猫を作り出したのは人間ですから、そういったことを不妊去勢手術して増えないようにして、何とかしてあげられる方向に持って行っているんだよという姿を子ども達に見せていきたいなと思いますので、時間はかかると思いますが、是非、良い方向に持って行けるように、どうぞよろしくお願いします。

(石井)

長時間にわたりご討論、貴重なご意見を誠にありがとうございました。条例改正に当たって、十分に参考にしていきたいと思います。これを持ちまして、本日の討論会を閉会します。皆様どうかお気をつけてお帰り下さい。